

赤穂市立赤穂小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は赤穂市立赤穂小学校PTAと称します。

第2章 目 的

第2条 本会は、赤穂小学校に在学するすべての児童の福祉の増進を図るとともに、会員間の交流を図ることを目的とします。

第3章 方 針

第3条 本会は、赤穂小学校に在学するすべての児童を対象に活動する団体です。本会の活動において、すべての児童を平等に扱います。

第4章 会員及び会費

第4条 本会の会員になることのできる人は、次のとおりです。

- (1) 赤穂小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる保護者
- (2) 赤穂小学校の校長、教頭および教員

第5条 本会は、入会届を提出して入会することができます。また、退会届を提出して退会することができます。

第6条 会費は、一世帯あたり年額1200円とし、本会の目的を達成するために使用します。

- 2 会費は、一学期中に納入していただきます。赤穂小学校に登録している銀行の口座から引き落としをします。
- 3 いったん納入した会費は返金しないこととします。

第5章 役 員

第7条 本会に次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 役員とは別に、会計監査委員を2名おきます。会計監査委員は、年度末に会計監査を行って、会計が適切に処理できているかどうかを確認します。

第8条 役員の仕事は、次の通りです。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を行います。
- (2) 副会長は、PTA活動の広報や会計等の必要な仕事を分担して行います。

第9条 役員の出選は、次の通りです。

- (1) 会長は、現会長が次期会長候補者を役員会に推薦します。役員会で承認された後、総会で決定します。
- (2) 副会長は、ひろく会員の中から有志を募ります。役員会で承認された後、総会で決定します。
- 2 会計監査委員は、赤穂小学校の教頭とPTA会員ではない直近のPTA会長1名が行います。

第10条 役員の仕事期間は、第11条に定めている定期総会より翌年度の定期総会までの1年間とします。

- 2 留任は妨げません。役員が連続して同一の仕事を行うことができる期間は、原則2年とします。

第6章 会 議

- 第11条 本会は、毎年4月に定期総会を開きます。定期総会では、年次報告を行なうとともに、役員を選出・予算事業計画・決算・規約の変更等を議決します。
- 2 会長が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要求があるときは、臨時総会を開き協議します。
 - 3 会長は、副会長を招集し役員会を開きます。必要に応じ、各部に対して意見や書類の提出及び、出席の要請をする場合もあります。
 - 4 会議は、総会においては会員の3分の1以上、その他の会議は2分の1以上の出席及び、委任状の提出によって成立とします。すべての議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定します。
 - 5 感染症の流行等で、集散することが難しい場合は、書面やwebフォームで回答する形式で開催をし、その回答は会議の出席と同じ扱いとします。議決の条件は、第4項と同じとします。

第7章 部 会

- 第12条 第2章の目的を達成するために、本会に部会をおきます。
- 2 部会は次のとおりとします。
 - (1) 生活指導部
 - (2) 家庭教育部
 - (3) げんこつクラブ
- 第13条 部会は会員の有志で構成します。
- 2 一人で複数の部会に所属することもできます。
- 第14条 次に該当する場合は、部会を休部します。
- (1) 部員が3名に満たない場合
 - (2) 部員の総意があった場合
- 2 休部が2年間続いたとき、役員会に諮り、廃部の可否を決定します。
- 第15条 新たに部会を設立したい会員は、別に定める部会設立届を会長に提出します。
- 2 部会の設立は、役員会に諮り、その可否を決定します。

第8章 会 計

- 第16条 本会の経費は、会費や会の事業から生ずる収益及び、寄付金をもってあてます。
- 2 特別の事情のあるものは、役員会の承認を経て会費を減免することができます。
 - 3 本会を解散する場合は、最終残金を赤穂小学校へ寄付します。
- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。